

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和7年2月6日（木曜日）

---

### 議事日程（第1号）

令和7年2月6日（木） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 議席の指定

第2 会期の決定

追加第1 議長辞職の件

追加第2 議長の選挙

第3 常任委員の所属変更及び選任

第4 議会運営委員の選任

第5 議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結  
についてまで（提案説明）

第6 組合行政一般に対する質問

16番 伊藤 幾子 議員

6番 勝田 鮮二 議員

第7 議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結  
についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

~~~~~

### 出席議員（18名）

1番 加 嶋 辰 史

2番 浅 野 博文

3番	金	田	靖	典	4番	吉	野	恭	介
5番	星	見	健	蔵	6番	勝	田	鮮	二
7番	西	村	紳	一郎	8番	平	野	真	理子
9番	川	西	美	恵子	10番	尾	島		勲
11番	山	根	政	彦	12番	谷	口	雅	人
13番	柳		正	敏	14番	橋	本		恒子
15番	砂	田	典	男	16番	伊	藤	幾	子
17番	長	坂	則	翁	18番	上	杉	栄	一

~~~~~

欠 席 議 員 ( な し )

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	岩 美 町 長	長 戸 清
副 管 理 者	智 頭 町 長	金 兒 英 夫
副 管 理 者	若 桜 町 長	上 川 元 張
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一 生
事 務 局 長		鹿 田 哲 幸 人
消 防 局 長		鹿 田 幸 人
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	横 尾 賢 二

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                         |           |
|---------|-------------------------|-----------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長       | 保 木 本 英 明 |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長     | 一 村 泰 志   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長 | 谷 島 孝 子   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任     | 稻 田 直     |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事     | 福 田 佳 菜   |

~~~~~

午前10時0分 開会

◆尾島勲 副議長 ただいまから令和7年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆保木本英明 書記長 御報告いたします。まず、議員の異動についてです。

鳥取市議会選出の加藤茂樹議員、岩永安子議員、岡田信俊議員、寺坂寛夫議員、以上、4人の方々から辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき、令和7年1月16日付で議長より辞職を許可されました。

また、欠員となりました鳥取市議会選出議員につきましては、令和7年1月17日に鳥取市議会において選挙が行われ、金田靖典議員、吉野恭介議員、星見健蔵議員、砂田典男議員、以上、4人の方々を選出されました。

以上、報告を終わります。

◆尾島勲 副議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 第1 議席の指定及び変更

◆尾島勲 副議長 日程第1、議席の指定及び変更を議題とします。

まず、今回新たに選出された方々の議席の指定を行います。会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。その議席番号及び氏名を書記長に朗読させます。

◆保木本英明 書記長 朗読いたします。

金田靖典議員を3番、吉野恭介議員を4番、星見健蔵議員を5番、砂田典男議員を15番。以上、朗読を終わります。

◆尾島勲 副議長 ただいまの朗読のとおり、議席を指定しました。

次に、今回選出されました議員の方々の議席の指定に伴い、議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を書記長に朗読させます。

◆保木本英明 書記長 朗読いたします。

浅野博文議員を2番、勝田鮮二議員を6番、西村紳一郎議員を7番。以上、朗読を終わります。

◆尾島勲 副議長 お諮りします。ただいまの朗読のとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆尾島勲 副議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、議席の一部を変更することに決定しました。

### 第2 会期の決定

◆尾島勲 副議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から2月7日までの2日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆尾島勲 副議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

議事整理のため、しばらく休憩します。議員の皆様は御着席のまましばらくお待ちください。

午前10時3分 休憩

午前10時4分 再開

◆尾島勲 副議長 ただいまから会議を再開します。

先ほど、議長の7番、西村紳一郎議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

◆尾島勲 副議長 起立全員であります。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### 追加第1 議長辞職の件

◆尾島勲 副議長 まず、その辞職願を書記長に朗読させます。

◆保木本英明 書記長 朗読いたします。

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可くださるようお願いいたします。

令和7年2月6日

鳥取県東部広域行政管理組合議会副議長 尾島勲様

鳥取県東部広域行政管理組合議会議長 西村紳一郎

以上、朗読を終わります。

◆尾島勲 副議長 お諮りします。

7番、西村紳一郎議員の議長の辞職を許可することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

◆尾島勲 副議長 起立全員であります。したがって、西村紳一郎議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

議事整理のため、しばらく休憩します。議員の皆様は御着席のまましばらくお待ちください。

午前10時6分 休憩

[7番西村紳一郎議員 入場]

午前10時7分 再開

◆尾島勲 副議長 ただいまから会議を再開します。

議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

◆尾島勲 副議長 起立全員であります。したがって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに

選挙を行うことに決定しました。

## 追加第2 議長選挙

◆尾島勲 副議長 これより議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆尾島勲 副議長 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名につきましては、副議長が行うことにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆尾島勲 副議長 御異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に、5番、星見健蔵議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、5番、星見健蔵議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆尾島勲 副議長 御異議なしと認めます。したがって、星見健蔵議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました星見健蔵議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をします。

星見健蔵議員、御挨拶をお願いします。

〔星見健蔵 議長 登壇〕

◆星見健蔵 議長 ただいま議長に選任されました星見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年の火災発生件数は60件程度あったということでございますが、不幸中の幸いといえますか、1人の犠牲者も出すことはなかったということでもあります。東部1市4町、9万5,000世帯、21万5,000人の生命、財産、暮らしを守り、また、救急救命や災害対応など、周辺自治体との連携も非常に重要となっております。このような重要な役割を果たす東部広域行政管理組合のスムーズな議会運営に努めてまいりたいと思っております。議員の皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げます。一言御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

〔尾島勲 副議長 自席着席〕

〔星見健蔵 議長 議長席着席〕

◆星見健蔵 議長 議事を続行します。

## 第3 常任委員の所属変更及び選任

◆星見健蔵 議長 日程第3、常任委員の所属変更及び選任を議題とします。

総務福祉消防委員の8番、平野真理子議員から環境衛生委員に、環境衛生委員の2番、浅野博文議員から総務福祉消防委員に、それぞれ所属を変更したい旨の申出が議長に提出されております。

お諮りします。議員の申出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 御異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定しました。

次に、常任委員の選任を行います。

お諮りします。欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、3番、金田靖典議員、4番、吉野恭介議員、5番、星見健蔵、15番、砂田典男議員、以上、4人の方々を環境衛生委員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々を環境衛生委員に選任することに決定しました。

#### 第4 議会運営委員の選任

◆星見健蔵 議長 日程第4、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、2番、浅野博文議員、15番、砂田典男議員、17番、長坂則翁議員、以上、3人の方々を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々を議会運営委員に選任することに決定しました。

#### 第5 議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで（提案説明）

◆星見健蔵 議長 日程第5、議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで、以上6案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 本組合議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

近年、自然災害が激甚化、頻発化する中、本年1月に日向灘を震源とする地震発生時には、昨年8月に続き2回目となる南海トラフ地震臨時情報が発表されました。昨年1月に発生した能登半島地震の復興への歩みもいまだ道半ばである中、全国至るところでの災害発生の可能性を踏まえ、より一層の災害発生時への備えが求められています。

本組合では、災害発生時における住民の生命、財産を迅速かつ適切に守るため、消防庁舎の整備や災害対応消防車両の更新を行うなど、消防力の強化に努めています。また、住民の日常生活に深く密着している他の共同処理事務においても、適切かつ効率的な処理の下、引き続き組織市町と一体となって取り組んでまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議案第1号の令和6年度一般会計補正予算につきましては、総額6,418万1,000円の増額を行うもので、給与改定に伴う月例給の引上げ、期末勤勉手当の改定経費などを計上したものです。

議案第2号の令和6年度因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算につきましては、歳入の確定により計上したものです。

議案第3号は、令和7年度一般会計予算であります。予算規模は75億9,495万2,000円、令和6年度に比べ14億8,327万円、率にして24.3%の増の予算を計上したものです。

その概要を申し上げます。総務費では、総括事務費、職員厚生研修費などの経費を計上しています。民生費では、介護認定審査会、障害者総合支援審査会及び休日急患歯科診療業務などの経費を計上しています。衛生費では、各施設の維持管理経費、設備の修繕経費、因幡霊場の内部改修事業に要する経費などを計上しています。消防費につきましては、常備消防を維持するために必要な経費のほか、八頭消防署若桜出張所及び気高消防署の庁舎整備に伴う経費、また、消防車両及び救急車両の更新に伴う経費、高機能消防指令センター整備に伴う経費などを計上しています。

議案第4号の令和7年度因幡ふるさと振興事業費特別会計予算につきましては、225万4,000円を計上したものです。地域連携DMO一般社団法人麒麟のまち観光局に対して運営支援を行い、引き続き圏域の観光振興を図ってまいります。

議案第5号は、刑法の一部改正に伴い、懲役を拘禁刑に改めるとともに、所要の整理を行うため、鳥取県東部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正するものです。

議案第6号は、八頭消防署若桜出張所新築工事請負契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 第6 組合行政一般に対する質問

◆星見健蔵 議長 日程第6、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、順次発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

[16番伊藤幾子 議員 登壇]

◆16番伊藤幾子 議員 16番、伊藤です。

初めに、ごみ屋敷への対応についてです。ごみなどが屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、ごみの崩落や火災のおそれなどの危険が生じる、いわゆるごみ屋敷の問題があります。国におけるごみ屋敷に直接対応する法律や制度がないので、各自治体によって条例の制定や指導、支援を行うことにより、生活環境の保全や公衆衛生を害するおそれのある状況に対応しているというのが現状です。

さて、環境省は令和4年度に、各市区町村におけるごみ屋敷への対応事例等の把握を目的とし、全国1,741市区町村に対してごみ屋敷事案調査を行いました。その調査結果は、令和5年3月に令和4年度ごみ屋敷に関する調査報告書として公表されています。

調査結果によると、平成30年度から令和4年度の5年間で鳥取県内では74件の事案があり、そのうち改善したものは36件、改善率は48.6%となっています。また、同調査では、ごみ屋敷事案を「認知している」は661市区町村、38%、「認知していない」が1,080市区町村、62%という結果が出ています。そして、ごみ屋敷事案の主な認知方法として最も多かったものは、市民からの通報、次いで、パトロールによる把握、原因者の親族等からの相談、原因者からの相談となっています。そして、その他ということで、警察、消防等関係機関からの情

報提供が含まれています。

そこで、まず、ごみ屋敷事案に対し、東部消防局としてどういった対応をしているのかお聞きします。

次に、救急業務についてです。1月24日、消防庁は、救急車が通報を受けてから現場に到着するまでの時間が、令和5年は全国平均で約10分だったと発表しました。前年よりも0.3分短縮しましたが、2年続けての10分超えとなりました。東部消防局では、消防年報によると、令和5年は救急車の現場到着までの平均所要時間は9.4分、令和4年より0.2分遅くなっています。全国的に救急車到着までの平均所要時間が遅くなっていることについての御所見をお聞きします。

以上、登壇での質問といたします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 伊藤議員の2点の御質問について、順次お答えをいたします。

まず、1点目のお尋ねであります。ごみ屋敷への対応についてということで、このごみ屋敷事案に対して、消防としてどういった対応をしているのかと、このようなお尋ねをいただきました。お答えをいたします。

ごみ屋敷の問題につきましては、物品の堆積により悪臭や害虫が発生し、住民の生活環境に被害が及ぶほか、火災発生のおそれがあるなど、近隣にお住まいの皆様への影響を生じさせる問題であると認識しております。日頃から消防局の各署所へは、地域住民の皆様から安全安心に関する情報が寄せられております。また、先ほど御紹介いただきましたが、環境省が令和4年度に実施したごみ屋敷に関する調査報告では、ごみ屋敷の認知方法として、警察、消防等関係機関からの情報提供があることにも触れられております。本組合といたしましても、火災予防の観点等から、あらゆる機会を通して疑わしき事案を把握した場合は、関係市町に情報提供することとしております。

2点目のお尋ねであります。救急業務についてお尋ねをいただきました。全国的に救急車両、救急車の到着までの平均所要時間が遅くなっていることについての所見ということでお尋ねをいただきました。

近年、救急出動件数の増加に伴いまして、救急現場から最も近い救急隊が不在になるといったことが発生をしております。遠方の救急隊が出動するといった事案が増加傾向にありますことから、現場到着時間の延伸に影響しているものと推察をされるところであります。以上でございます。

◆星見健蔵 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 ごみ屋敷への対応について、続けて質問をいたします。

御答弁ありました。日頃から、住民からいろいろ情報が寄せられてるので、市町にその情報を提供しているということでした。

先ほど紹介した環境省の調査とは別に、今度は総務省の行政評価局が、ごみ屋敷への対応に市区町村が苦慮していることから、ごみ屋敷事案の実態や市区町村の対応状況、課題等を明らかにすることを目的として、全国で30の市区を対象に181の事例を選んで調査を行っています。そして、昨年8月に、その調査結果報告書が公表されました。この調査された181の事例のうち、消防部局が対応に参画している事例が26あったということです。初動の現地確認で消防部局が同行して、火災発生の危険性について判断することとしていたり、あと、ごみ屋敷事案への対応方針の検討体制の主要メンバーに消防部局が参画しているなどの事例があったと報告されています。

この調査結果によりますと、その181の事例の中で、103事例がやっぱり火災発生のおそれが最も多く懸念されてるってようなことがありましたし、あと、消防部局は、消防法に基づく措置命令や立入検査、この権



限を持っているんですけども、このごみ屋敷事案においては、住民が不安だからといって、何か火事が起こるんじゃないかっていう不安を抱いてるからといって、その権限をすぐすぐ行使できるものではないと、そういうふうになってることから、先ほど御答弁にあったように、情報をキャッチすればそれを提供するというの  
は大事なことだと思いますので、それは引き続きお願いしときたいんですけども、さっき言いました総務省のこの報告書、これを受けて消防庁は昨年8月に通知を出しています。これは各消防本部に出しています。その内容は、総務省の報告書及び事例集を参考にするとともに、業務中や広聴等でごみ屋敷を発見した際は、環境部局等関係機関に情報提供するなど連携を図るよう依頼をしています。

先ほど情報提供をしてるって言われましたけど、改めてこういう通知が出たことで、東部消防局としてどのように1市4町の関係部局と連携を図る考えなのかお聞きします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

火災による被害軽減のための取組などの情報共有を目的とする建築物関係法令事務担当者連絡会、こういった会議が昨年の11月20日に県主催で開催をされているところであります。この連絡会ではありますが、本消防局や県、また、鳥取市の建築、衛生、福祉担当課で構成をされておりまして、目的に沿った内容の情報共有を図ったところであります。今後、構成市町にも同様の情報共有ができるように努めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

◆星見健蔵 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 ごみ屋敷の問題は決して火災だけではなくて、構成市町においては福祉につなげていくという大事なことになりますので、情報を得たり発見したときは、ぜひ提供、取組、よろしくお願ひします。

次、救急業務について、続けて質問をいたします。

御答弁いただきました。救急搬送依頼の件数が増加で、近いところの救急隊が不在ということで、ちょっと離れたところから現場に向かうということで時間が遅くなってるということなんですけれども、年々、救急搬送件数が増えてきていますけれども、打てる対策は取っていく必要があると思います。

例えば、京都の京都市消防局、ここは現場到着時間の平均は令和4年で7分台だと、そういうことをホームページで公表しています。それは救急隊を増やしているからなんだとホームページでお知らせしてるんです。ここが京都市消防局のすごいところっていうような宣伝をしてるわけですね。

東部消防局の救急隊の現状及び救急車の現場到着時間短縮の対策については、私も救急隊を増やすことが有効だと思いますけれども、御所見をお聞きします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

救急隊を増やすということは、現場到着の時間短縮のための有効な手段の一つであると考えられます。一方で、出動件数を減らすことによって、救急隊の運用を効率化させることも重要であると考えております。必要に応じて救急出動要請をいただくことは言うまでもないことでありますが、軽度な症状であれば、救急相談ダイヤルの利用をしていただくことにより、救急出動件数の増加抑制に取り組むといったことも重要ではないかと考えているところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 確かに軽度であればっていうのは全国的にもいろいろ広報されてるんですけども、でも、

呼ばれたら行かないといけないわけなので、もうそれは急に具合が悪くなった方次第ということになるので、そういう広報は十分されることは大事なことだと思いますけれども、呼ばれたら駆けつけるということでは、やはり救急隊を増やすということが必要だと。なぜそう思ったかっていうと、湖山消防署に管内視察にこの広域で行ったときに、体制の問題で、消防車が駆けつけた後、救急搬送の依頼が来ても、救急車はあっても隊が組めずに出れないというお話を聞いたので、そしたら、両方あるんだったら、どちらが順番がどうであっても要請があれば出ていくことができるように、ちゃんと人員を整える必要があるんじゃないかと思いましたので、そういうふうには私は隊員を増やすということが大事だと思いますし、あと、これから高齢者も増えていくわけですので、恐らく依頼は増えていく。それから、消防についても定年延長があるので、日勤体制の救急隊をつくっていくっていうような計画もあったかと思いますが、もう一度改めて救急隊員を増やすということについてのお考えをお聞きます。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

現場の状況であります。火災が発生した場合には、なかなかその出動後は救急隊の体制が組めないと、そういった現状も各署所であるところでもあります。そういった中でやりくりをしたり、あるいは別の署所から出動するといったことで対応しているところでありまして、先ほどもお答えをさせていただきましたように、やはり救急隊員を増やしていくということは、これから高齢化がどんどん進み、また、救急事案が増加していくということでも有効な、重要な考え方であるというふうにご検討いただいております。今後の状況、また高齢化の状況、救急事案の推移、そういったものを勘案しながら、こういった体制が必要なのかということをご検討いただく必要があらうかと、このように考えているところであります。以上でございます。

◆星見健蔵 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 救急車の現場到着時間だけでは判断できない、長くなった、短くなっただけでは判断できないとは思いますが、やはり救急隊の数を増やしていく、隊員の数を増やしていくということは、救急隊員の負担軽減にもつながると思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

それで、この救急車の到着時間とは別に、消防庁の発表によると、病院に収容までの平均所要時間、これが令和5年は約47.2分と前年よりも4.4分遅くなっています。東部消防局でも病院収容までの平均所要時間では、令和4年は30.3分で、令和3年よりも1.5分短縮はされたんですけどね、令和4年は。でも、令和5年は32.4分と2.1分遅くなっているわけですね。これもいろんな要因があるかと思いますが、救急隊が駆けつけて、1分でも1秒でも早く病院に搬送することが大事であることは言うまでもありません。

そして、必要があれば、病院に搬送されるまでの間に救急救命士によって救命処置が取られます。それには医師の指示が必要で、そのために県立中央病院には救急隊と救急救命センターを直接結ぶホットラインが設置をされています。昨年9月、ホットラインが一時不通となったことがありました。そのことに関して、昨年11月21日に東部消防局から情報提供がありましたが、その後の11月25日に、深澤管理者のほうから病院事業管理者へ申入れがされています。その申入れの内容及び県の対応についてお聞きます。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えいたします。

昨年の11月25日、私のほうから広瀬病院事業管理者に申入れをしたところであります。具体的には、令和2年4月20日に、救急救命処置を行う場合等の医師の指示体制について、県立中央病院長との間で締結した救急

救命士に対する医療情報の提供等に関する協定書、この協定書を遵守し、救急救命処置に要する医師の指示または専門的な医療情報を適正に提供していただくように申入れを行ったところであり、その後、消防局におきまして、鳥取県の担当部局と面談を行うなど、情報共有を行っているところであり、以上でございます。

◆星見健蔵 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 その後の対応の状況は、ざっくりですけど、そういうことだというふうに理解しておきますが、なかなか細かい話までは私は分かりませんが、基本、やっぱり住民の命に関わる問題ですので、その辺は協定書があるのであればしっかりと遵守していただくように、しっかりと行っていただきたいと思えます。

それで、令和5年3月に一般社団法人日本臨床救急医学会が、救急隊員の抱える身体的・心理的な負担に関する全国アンケート調査についてという報告書を公表しました。全国724消防本部、全部の消防本部にアンケートを送付して、それから、その消防本部に在籍する救急隊員1万5,811人から回答を得られています。その中身の中に、人間関係のストレスについてはという質問に、救急隊員の方が「感じる」と「やや感じる」ということで回答されているものが、職員間では上司と部下の関係でストレスを感じる、やや感じる、これが50.3%と最も多いんですね。ところが、それよりも多いのが医師との関係、60.9%、それから看護スタッフとの関係、これが55%なんです。また、業務内容でのストレスに対するアンケートでは、同じように「感じる」と「やや感じる」で見えますと、最も多いのが、搬送先医療機関への連絡、病院との連携に苦勞するっていうので62.2%、こういう結果が出るので、全国どこでも共通したような対医師に関する対応だったり、医療機関に対応することが負担を感じているっていうのは共通することだなと思いましたが、そのストレスの軽減については、東部地区メディカルコントロール協議会の役割が大きいと思うんですけども、その点についての御所見をお聞かせください。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

本組合におきましても、救急隊員が抱えるストレス軽減は重要であると認識をしております。東部地区メディカルコントロール協議会には、医療機関と消防をつなぐといった大変重要な役割があり、適切にその機能を果たすことが救急隊員のストレス軽減に結びつくということになりますので、引き続き、この協議会の円滑な運営に注力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆星見健蔵 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 この地域メディカルコントロール協議会、これの役割というのが、病院前救護に係る消防機関と医療機関の連絡調整だとか、あと常時指示体制の整備っていうような役割があるわけですね。それから、令和3年3月に、これは消防庁のほうで、救急業務におけるメディカルコントロール体制のさらなる充実強化についてという通知を出してございまして、その中で、その地域メディカルコントロール協議会、ここであれば東部地区になりますけど、この役割として、地域メディカルコントロール協議会の役割として、いろいろあるんですけど、指示をする医師にできるだけ直接つながる体制の確保っていうこともありますので、引き続きそういう体制をしっかりと持つということで、救急隊員の負担軽減ということに御尽力いただきたいと思えます。

それで、救急隊員のいろいろ業務内容でのストレスにはほかにもありまして、例えば、仮眠時間が取れない

ってというのが「感じる」と「やや感じる」で56.3%あります。これは本当にいろいろ体制を考慮していただいて、仮眠時間が取れるようにしていただきたいし、あとは、類似、重複する複数の書式が多く、効率化されていないと思うというのが55.4%あるんですね。

それで、東部消防局におけるこういった書類等の現状及び救急隊員の負担軽減への対応の考え方についてお聞きします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆星見健蔵 議長 鹿田消防局長。

◆鹿田幸人 消防局長 お答えします。

救急隊が現場出動した際には、救急活動記録表をはじめとする様々な書類を作成しております。これらを活用して、救命処置といった特定行為の事後検証を東部地区メディカルコントロール協議会で行っております。

お尋ねのあった救急隊員の負担軽減につきましては、令和4年6月に書式の簡素化などを行うなど、常に見直しを行っています。以上です。

◆星見健蔵 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 救急隊員の方、火災で出動する消防隊員の人も、どちらもやはりいろんな負担に感じるような業務内容であると思うんですけども、本当に一つでもそれが軽くなるように日々業務内容を見直ししながら、やっぱり1市4町、東部圏域の住民の命と財産、それを守っていく隊員の方たちが本当に健康で安全に役割が遂行できるように、引き続き御尽力いただきたいと思っております。

以上で終わります。

◆星見健蔵 議長 6番、勝田鮮二議員。

[6番勝田鮮二 議員 登壇]

◆6番勝田鮮二 議員 6番、勝田鮮二でございます。通告しています2件について質問いたします。

最初に、消防庁舎（建屋）に関連してであります。現在、東部広域では、消防庁舎整備基本方針に基づき、耐震基準を満たしていない消防庁舎の建て替えを順次行っていることは承知しています。そこで、消防庁舎も順次建て替えが進んでいるところでありますが、消防として、庁舎建設に当たり、現状の位置での建て替え及び移転による新築について、どのような考えにより実施しているのか、その基本的な考え方について尋ねます。

次に、ランデブーポイントであります。ランデブーポイントとは、救急車とドクターヘリが合流する場所、地点のこととされ、合流、救命処置、現場近くに着後、すぐに医師による治療を開始し、治療しながら患者の容体に応じて搬送先病院を決定して、短時間で搬送していくと認識しています。ヘリコプターが発着するためには、風圧や騒音が発生するため、ある程度の場所が必要になると考えます。

一昨年、令和5年7月のゲリラ豪雨、そして、8月15日の線状降水帯による豪雨では、佐治町等において集落が孤立するなど、人命に関わる被害が発生しました。その復旧作業は現在も続いています。どのような災害においても生命線がなくならないようにすることは地域住民において重要だと考えます。

豊岡市ではドクターヘリとのランデブーポイントが100か所、鳥取東部地域では133か所あると聞いていますが、組織の市町それぞれに何か所設置されているのか尋ねます。

また、現在使用されている133か所において、災害等で使用できなくなったランデブーポイントがあったのかなかったのか、また、あった場合には、どのように対応しているのか、併せて尋ねます。

以上で登壇の質問とします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 勝田議員の2点の御質問に順次お答えをいたします。

まず、消防庁舎の建設に当たり、現状の位置での建て替え及び移転による新築について、どのような考えで行っているのか、その基本的な考え方についてお尋ねをいただきました。

現在、平成26年1月に策定をいたしました消防庁舎整備基本方針に基づきまして、若桜出張所、気高消防署の新築移転に取り組んでおります。また、吉方出張所や国府分遣所の整備につきましても検討を進めているところであります。移転新築についての考え方につきましては、災害の多様化に伴う防災拠点としての消防庁舎の機能強化、浸水や土砂災害の想定といった災害状況の変化や交通事情の変化等を踏まえまして、従前の用地では建て替え困難な場合には、組織市町と協議をいたしまして、移転を行うことも含めて検討することとしているところであります。

2点目のお尋ねであります。ランデブーポイントについてお尋ねをいただきました。ドクターヘリのランデブーポイントが鳥取県東部地域では133か所あると聞いているが、組織市町にそれぞれに何か所設置されているのか、また、災害等で使用できなくなったランデブーポイントがあったのかなかったのか、あった場合にはどのように対応しているのかといったお尋ねをいただきました。

これにつきましては、消防局長よりお答えをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◆星見健蔵 議長 鹿田消防局長。

◆鹿田幸人 消防局長 ランデブーポイントの数ですけれども、本組合としましては、日常の救急事案等における消防防災ヘリ、ドクターヘリとの連携は重要であると考えております。本組合管内におきましては、令和7年2月1日現在ですけれども、鳥取市に86か所、岩美町に13か所、智頭町に9か所、若桜町に9か所、八頭町に16か所、計133か所のランデブーポイントが選定されております。このランデブーポイントについては、常に使用できるような状態であることを調査して確認しており、自然災害等により使用できない箇所につきましては、復旧後に必要に応じてランデブーポイントとして使用することとしています。以上です。

◆星見健蔵 議長 勝田鮮二議員。

◆6番勝田鮮二 議員 それぞれ答弁をいただきました。引き続き、重ねて湖山消防署についてであります。

湖山消防署は、昭和53年4月に開設され、46年が経過しています。昨年の管内視察において湖山消防署を視察した際、敷地全体や車両の大型化、昨年の4月に導入された最新鋭のはしご車等による車両スペースも狭く、さらに訓練施設がなく、女性職員の働くスペースもないこと、そして、近隣住民からの苦情等の問題があるようにも聞いております。

そして、昨年の7月に呉消防局に視察に行きました。呉市は人口が20万3,268人、世帯数は10万5,529世帯、面積は352.83平方キロメートル、そして、平成28年、2016年には中核市へ移行しています。その消防局の視察で庁舎見学において、指令室、防火衣室、仮眠室、車両等を見学させていただきました。それから、訓練の様子、実技見学、救助訓練等、見学させていただき、この呉市も平成30年7月の豪雨により大きな被害が発生し、消防として豪雨災害発生以降、地域コミュニティーにおける自助機能のさらなる強化を図るため、自治会などとの関係機関と連携して避難訓練等実施されており、大変参考となったところであります。

そして、実演訓練等を見学し、高所から人が人の搬送やロープを使い救助される様子を見て、日頃の訓練が災害時に効果が発揮され、市民の安全安心につながることを改めて実感させられました。そして、大きな水槽

訓練施設も備えられたり、煙発生装置が設置された部屋もありました。また、女性の休養室やお風呂も完備され、改めて必要性を感じたところでもあります。

昨今の道路事情の変化等を鑑み、湖山消防署をより機能性のよい便利な場所に移転新築するとともに、ヘリポートや訓練施設を併設し、職員が働きやすく、女性職員が働ける設備など、充実させていく必要があると考えます。今後の対応について尋ねます。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

昭和53年に開設をされました湖山消防署は、周辺の宅地化により、事業所が増加をしてきております。さらには東部圏域全体に対応するはしご車を配備をするなど、消防行政を進める上で重要な拠点施設となっております。このようなことから、業務運営上、大変手狭な施設であること、また、老朽化など様々な問題を抱えており、さらには、開設当初と比べますと、出動範囲も広域にわたっておりますことから、早急に新築移転も含めた整備についての検討を進めていく時期にあると認識をいたしております。以上でございます。

◆星見健蔵 議長 勝田鮮二議員。

◆6番勝田鮮二 議員 ただいま答弁がありましたように、検討していくということですので、市民の安全安心のために早急に検討を開始して、新しい場所へ建て直ししていただきたいと考えます。

次に、重ねてランデブーポイントについて、基準についてであります。ランデブーポイントがどのような基準で設置されているのか尋ねます。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆星見健蔵 議長 鹿田消防局長。

◆鹿田幸人 消防局長 ランデブーポイントにつきましては、航空法に定める飛行場外離着陸場の離着陸許可基準を満たす必要があります。具体的には、離着陸場の広さや周辺の障害物の有無といった基準があり、この条件を満たすときに本組合ではランデブーポイントとして選定をしております。以上でございます。

◆星見健蔵 議長 勝田鮮二議員。

◆6番勝田鮮二 議員 重ねて、今後の対応についてですが、佐治で発生した豪雨被害を見ますと、現時点において、中山間地域ではランデブーポイントの数が少ないと考えます。以前、管理者は、令和5年12月の鳥取市議会において、私の質問に対し、ランデブーポイントの指定につきましては消防局が基準に合った候補地を挙げ、運航会社が現地調査した上、県が決定されることになっている、増設の必要性が生じた場合、消防局へ協議していく必要があれば対応する旨の答弁をされたと記憶しております。佐治総合支所及び佐治小学校の奥の集落があり、例えば尾際、中、栃原など、佐治川ダムの奥周辺の住民、さらに鹿野から三徳山に抜ける河内、青谷町の日置谷、勝部谷、明治、河内の安蔵など、住民は心配が絶えません。ほか4町にも必要な箇所があると考えます。

令和5年7月のゲリラ豪雨、8月の台風7号、そして、令和6年、昨年1月1日の能登半島地震、その後の豪雨被害の経緯を改めて参照し、そして、県は小学校の校庭、グラウンドを、ランデブーポイント増設のため、令和7年度の当初予算に盛り込むとのことが報道ありました。ただ、小学校では、中山間地域の奥にはありませんので、できるだけ災害に対応できるポイントを協議、早急にしていただきたいと思います。

今後の対応として、ランデブーポイントの増設、特に山間エリアに対し、管理者としてどのように考えてい

くのか尋ねます。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

日常の救急事案はもとより、災害時におきましても、ドクターヘリ等との連携は重要であると認識をしております。中山間地域におきましては、地理的要件を満たさない地域も多くあると考えておりますが、必要に応じて、ランデブーポイントの増設について関係機関と連携を図りながら協議をしてみたいと考えております。以上でございます。

◆星見健蔵 議長 勝田鮮二議員。

◆6番勝田鮮二 議員 特に国道、県道、市道が崩落や滑落、土砂流出など、何か所も出たときに緊急要請があっても対応ができなくなります。たちまち住民の助けられる命が助けられなくなります。行政、市、町、消防、県が一丸となって対応いただくよう強く要望して、質問を終わります。

◆星見健蔵 議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

#### 第7 議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで（質疑・委員会付託）

◆星見健蔵 議長 日程第7、議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号、工事請負契約の締結についてまで、以上6案を一括して議題とします。

これより6案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 質疑なしと認めます。

議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで、以上6案は、審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時2分 散会

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和7年2月7日（金曜日）

### 議事日程（第2号）

令和7年2月7日（金） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

- 第1 議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）
- 第3 閉会中の継続調査について

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~~

### 出席議員（17名）

1番	加	嶋	辰	史	2番	浅	野	博	文
3番	金	田	靖	典	4番	吉	野	恭	介
5番	星	見	健	蔵	6番	勝	田	鮮	二
7番	西	村	紳	一郎	8番	平	野	真	理子
9番	川	西	美	恵子	10番	尾	島		勲
12番	谷	口	雅	人	13番	柳		正	敏
14番	橋	本		恒	15番	砂	田	典	男
16番	伊	藤	幾	子	17番	長	坂	則	翁
18番	上	杉	栄	一					



~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

11番 山 根 政 彦

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	岩 美 町 長	長 戸 清
副 管 理 者	智 頭 町 長	金 兒 英 夫
副 管 理 者	若 桜 町 長	上 川 元 張
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		鹿 田 哲 生
消 防 局 長		鹿 田 幸 人
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	横 尾 賢 二

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                         |           |
|---------|-------------------------|-----------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長       | 保 木 本 英 明 |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長     | 一 村 泰 志   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 主 任 | 稲 田 直     |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 主 任 | 橋 本 圭 司   |

~~~~~

午前10時0分 開議

◆星見健蔵 議長 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長が報告します。

◆保木本英明 書記長 まず、議員の欠席について御報告いたします。

山根政彦議員から、公務のため、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

次に、昨日開催されました議会運営委員会におきまして、委員長に15番、砂田典男議員が、総務福祉消防委員会におきまして、委員長に2番、浅野博文議員が、環境衛生委員会におきまして、副委員長に6番、勝田鮮二議員がそれぞれ選出されました。

以上、報告を終わります。

◆星見健蔵 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆星見健蔵 議長 日程第1、議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで、以上6案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務福祉消防委員長、2番、浅野博文議員。

〔2番浅野博文 議員 登壇〕

◆2番浅野博文 議員 総務福祉消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算、議案第3号鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第4号鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について、議案第6号工事請負契約の締結について、以上6案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

◆星見健蔵 議長 環境衛生委員長、14番、橋本恒議員。

〔14番橋本恒 議員 登壇〕

◆14番橋本恒 議員 環境衛生委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第3号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、以上2案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

◆星見健蔵 議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

まず、議案第1号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを

お押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正についてを

電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号工事請負契約の締結についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## 第2 議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵 議長 日程第2、議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。本案に対する提出者の説明、委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 御異議なしと認めます。したがって、提出者の説明、委員会付託は省略することに決定しました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### 第3 閉会中の継続調査について

◆星見健蔵 議長 日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付してありますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 御異議なしと認めます。従って、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和7年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時15分 閉会